島市長郎「禁酒令」に関する

入れを行いました

日本共産党福岡市議団は、2012 年5月 28 日、職員などの不祥事に対す る市長・教育長が出したいわゆる「禁酒令」に関して申し入れを行いました。 市長への申し入れは、渡邊正光副市長が受け取り、「市長に伝える」と答え ました(右写真)。教育委員会では酒井龍彦教育長が応対しました。

以下はその申し入れの全文です(中見出しは後でつけたものです)。



福

岡

市

髙島宗一郎

様

福岡市物

教育長

并龍

彦様

犯罪には強

私たちは、

相次ぐ本市

ながら、

事件を起こした

に対し強い憤りを感じ 員等による不祥事・犯

当然のこと

しかしながら、事件と関

て厳正に対処すべきです。

職員については、

法に則つ

2012年5月2日

日本共産党福岡

芾

議 寸

団長

去る5月21日、 市長名・

これは2月、 運転の発生に続き、5月 にあてて出されました。 17日に公社職員が贈収賄 4月の飲酒

容疑で逮捕され、

には飲酒にからむ暴行・ 翌 18 日 ます。 ず、 は前代未聞 ての職員は、 して「1ヵ月の間、 行わない」と述べてい いわゆる「禁酒令」 公私を問わ 異例の対応

事が続発したことを受け 傷害事件が発生し、 常事態における措置」と たものです。 通知は 不祥 非

自宅外での飲酒を原 すべ

打撃となる」など様々な 玉 であり、不祥事以上に全 類販売業者らには大きな は なっています。市民から 期間限定とはいえ市内の 市長のパフォーマンス 「的に注目されることに み屋や料亭、 「やりすぎではないか 屋台、

ばる憲法違反のおそれ 意見があがっています。 るものです。

あります。たとえ市長で 処分するには法的根拠

として①法や条例に違反 ない非行のあ 奉仕者たるにふさわしく 違反や職務怠慢、③全体の した場合、②職務上の義務 懲戒処分規定 地方公務員法 った場合、 す。 該当しないことは明白 ば処分の対象となり得ま 与えるような行為があれ て重大な損失や悪影響を 自宅外飲酒がこれ







(5月28日)

ウラ面につづく

分をちらつかせた事実上

の侵害にあたる可能性が 追求権やプライバシー権 は憲法で保障された幸福

シーを制限し、

違反者を

以外であっても犯罪行為

がされているところです。 行為」など危惧する指摘

市長が職員のプライバ

と定めており、

勤務時間

べていますが、

これは処

厳しい対応で臨む」と述

の処分はできないが

とは全く個人の自由であ

どからも

「稚拙だ」「越権

これを制限すること

ただけでは法律的に人事

す。

自宅外で飲酒するこ プライベートなことで

٨

専門家や他の首長な

強制することはできませ

が材に対し「外で飲酒し

事

市長は報道機関の

うとも、それは極めて私

的

人権を無視したことを

第29条は、 必要です。

に対する強制であること

0)

時間にどこで飲酒しよ

あっても職員に対し基本

「禁酒令」が職員

本来、

職員が職務以外

福岡市中央区天神 1-8-1 発行/日本共産党福岡市議団 2012年6月〈議会報告〉 意見・感想をお寄せ下さい/電話 092-711-4734 ホームページ http://www.jcp-fukuoka.jp メール info@jcp-fukuoka.jp

巻き込む今回

「禁酒令」には極

係のない職員まで

あると考えます めて大きな問題

福岡市議会ニュ、

また、上から押し付け

贈収賄と飲酒運転を 現場の機運こわすトップダウン方式 一緒くた

ました。多くの職員は真 様々な対策が取られてき 故を契機に、本市職員は 起こした3児死亡飲酒事 2006年に本市職員が す。飲酒運転については、 るやり方は問題がありま 面目に飲酒運転根絶に取 「飲酒運転根絶」を誓い、 自主性を強調して説明し ものではなく」と、職員の どっと指示を出すという 見で「いわゆる全庁的に した。市長自身も記者会 が今月はじめ策定されま 発防止アクションプラン」 た「飲酒運転等不祥事再 イデアをもとに検討され

り組んでおり、職員のア ていました。しかしなが 長が感情的に自らの思い 島市長が上から一方的に とは逆の「禁酒令」を髙 念せざるを得ません。市 てしまうのでないかと、懸 な取り組みと機運を壊し 出したことによって、着実 ようという時に、自主性 ら、このプランが実施され

> 新たな問題を生じさせる ります。こうした反民主 ことになりかねません。 がなくならないばかりか、 主義的な手法では不祥事 治手法に通じるものがあ 下「大阪維新の会」の政 方は、「独裁」を掲げる橋 で決めて押し付けるやり ない手法をトップダウン つきで、法的根拠を持た

張し、飲酒運転と贈収賄 ク療法も必要」などと主 さらに、市長が「ショッ 必要があります。

改革を実施すること。

事件を一緒くたに論じて それぞれ、なぜ繰り返さ もなく飲酒運転と贈収賄 いることです。言うまで 防止策をしっかり講じる ば根絶できるのか、再発 冷静に分析し、どうすれ とは全く別の問題であり、 れるのか、原因や背景を



禁酒令」は撤回し、市長の責任を明らかに 不祥事根絶、 職場改革の日本共産党の提案

の職員が自覚と誇りを 民主的な討論と自己研鑽 する必要があります。そ なかったのか、十分検証 して研修と啓発を強化し、 められます 日々高めていくことが求 に基づいて、一人ひとり 取り組みに問題や弱点が ては、これまでの本市の 同時に、おおもとには、 飲酒運転の根絶につい こそ市長の責任です。ま 持てないのも当然です。 うな市政では働きがいを うか。住民奉仕を自らの 見出しにくい職場の現状 仕事を増やしていくこと いてよかったと言われる 開発ばかりに狂奔するよ 仕事とする公務員にとつ があるのではないでしょ ような充実感を得られる 民から福岡市に住んで 福祉や教育を削り、

るやりがい、働きがいを 本市職員等が仕事に対す た、 本市が続けてきた人

ることが欠かせません。

などで財界から支援を受 政治資金パーティー開催 す。さらに、市長自身が

事項について要請いたし

党市議団は、市長ならび

以上の観点から、

職員同士が互いに監視し 帯責任」を強要すれば、 を拡大することになりか あう、ギスギスした関係 ているのが実態です。「連 連携・連帯が希薄となっ の影響も受けて職員間の 非正規への置き換え政策 ねません。多忙化を解消 陥り、職員は多忙を極め、 職場が深刻な人手不足に 員削減によって、多くの し良好な職場環境をつく

> しっかりとつくるべきで 不正を許さない仕組みを 造的問題を改めて洗い出 者とのゆ着関係に陥る構 れていないからです。業 いて官業のゆ着が一掃さ る原因は、本市行政にお 贈収賄事件が繰り返され く、税金を食い物にした また、飲酒とは関係な 一掃するとともに、

> > ることです。 のいく再発防止策を講じ 析を深め、本市行政のトッ ち切る必要があります プとしての責任を明確に 立ち返り、検証と自己分 自治体の本来のあり方に 住民の福祉の増進という 及ぼす「禁酒令」ではなく みならず各方面に影響を 長がやるべきは、 けるようなゆ着関係を断 し、科学的で誰もが納得 以上のように、いま市

1 2、職員による飲酒運転の根絶と、贈 すること。 収賄事件の再発防止のため、 いわゆる「禁酒令」はただちに撤回 職員に対する事実上の強制である、 以下の

(1) 飲酒運転 研修と啓発を強 根絶するための すること。 主的討論を促進 化し、職場の民



(2) 今回贈収賄事 件の原因と背景を する措置を強化す 防止のため業界と 徹底究明し、再発 のゆ着関係を一掃



(3) 不祥事を生まない 働きがいのある職場づ 進めること。人手不足と 職場づくりを本格的に 風通しのよい民主的な くり、上意下達でなく 職員を思い切って増や なっている職場の正規

